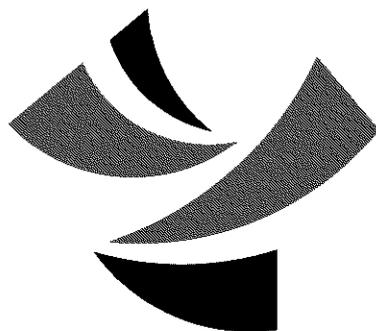


---

# 吉野川市耐震改修促進計画

---



YOSHINOOGAWA

平成 20 年 1 月

吉野川市

## はじめに

日本は世界でも有数の地震国であり、今日までに起こった多くの地震により、我々の生活は多大な被害を受けています。なかでも平成7年1月17日午前5時46分に発生した「阪神・淡路大震災」\*1は、地震による建物の倒壊、火災により多くの尊い人命を奪い、都市に甚大な被害をもたらしました。地震発生時刻が早朝であり、多くの人が就寝中であったことから、耐震性の低い建物の倒壊によって亡くなられた方が全体の8割を占めるといわれています。建築物の被害の傾向をみると、現行の耐震基準（昭和56年6月施行）以前に建築された建築物に被害が多く見られたものの、それ以降に建築された比較的新しい建築物の被害の程度は小さかったため、現行の耐震基準は概ね妥当であると考えられています。\*2

こうした状況を踏まえ、同年12月25日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が施行されました。この法律により、耐震診断及び耐震改修の積極的な普及が望まれました。しかし、近年、新潟中越地震や福岡県西方沖地震などこれまで地震発生の可能性が低いとされてきた地域においても大規模な地震が発生しているように、今後いつ東海地震や東南海・南海地震、首都圏直下地震が発生してもおかしくない状況といわれており、これまでも増して早急な建物の耐震化が必要とされています。

中央防災会議は、平成17年3月30日に「地震防災戦略」を決定し、計画の中で東海地震、東南海・南海地震の被害想定死者数及び経済被害額を今後10年間で半減させるという減災目標を定めるとともに、この目標を達成するために必要となる住宅や特定建築物の耐震化率の目標（平成15年現在の耐震化率75%を10年後に90%とする）を設定しました。さらに中央防災会議は、平成17年9月に「建築物の耐震化緊急対策方針」を定め、建築物の耐震化の促進を社会全体の国家的な緊急課題として、全国的に緊急かつ強力に実施するとしています。

そうした中、平成18年1月26日には「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」（公布平成17年11月）が施行されました。この改正により旧法の特定建築物規模要件の引き下げや、道路閉塞させる住宅・建築物が指導等の対象に追加されました。また、法改正に併せて策定された国の基本方針においては、「住宅・建築物の耐震化促進のためには、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り込むことが不可欠である。」とうたわれており、「行政は所有者等の取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断

及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築等必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。」と示され、地震による被害の低減を目指すものとなっています。

これを受け、徳島県では改正耐震改修促進法第5条第1項の規定に基づく「徳島県耐震改修促進計画」が平成19年3月に策定され、耐震改修等の実施に関する具体的な目標、耐震改修の促進を図るための施策等が定められました。

市町村においては、同法第5条第7項において、耐震改修促進計画を定めることが努力義務とされておりますが、東南海・南海地震の被害を受ける恐れのある本市では、早急に具体的な耐震化の目標を定め、実践していくことにより、建築物の倒壊等の被害から市民の生命・財産を守ることを目的として、「吉野川市耐震改修促進計画」を策定するものです。

- \*1. 阪神・淡路大震災の概要  
平成7年1月17日午前5時46分、マグニチュード7.2震源の深さ14Kと推定された地震が突如起きた内陸直下型(活断層)で神戸と洲本で烈震の震度6を記録一宮町を含む淡路島をはじめ、神戸、芦屋、西宮、宝塚(づか)の一部区域では我が国で初めて震度7の「激震」と判定されている。震源地は淡路島の北部の北緯34度36分東経135度03分で余震は1,800回を越し、有感地震は200回を超しております。地震の特徴は活断層による大きなエネルギーが一挙に爆発したタイプで振幅は最大18cmと史上最大の揺れを観測された。(阪神・淡路大震災関連情報データベース <http://sinsai.fdma.go.jp/search/> より引用)
- \*2. 建設省の建築震災調査委員会中間報告(平成7年7月28日)による。

## 目 次

はじめに.....	1
目 次.....	3
第1章 計画の基本方針.....	4
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標.....	9
概 要.....	9
[1] 想定される地震の規模、被害の状況.....	10
[2] 耐震化の現状及び目標の設定.....	15
[3] 防災上重要な市有施設の耐震化の情報開示.....	19
第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策.....	20
概 要.....	20
[1] 耐震診断・改修に関わる基本的な取組方針.....	21
[2] 耐震診断・改修の促進を図るための支援策.....	23
[3] 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備.....	24
[4] 地震時の建築物の総合的な安全対策.....	26
[5] 地震発生時に通行を確保すべき道路.....	29
[6] 優先的に耐震化すべき建築物の設定.....	32
[7] 重点的に耐震化すべき区域の設定.....	34
第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識普及.....	35
概 要.....	35
[1] 地震危険度マップの作成・公表.....	36
[2] 相談体制の整備及び情報提供の充実.....	36
[3] パンフレットの配布、セミナー・講習会の開催協力.....	38
[4] リフォームに合わせた耐震改修の誘導.....	38
[5] 家具の転倒防止の推進.....	38
[6] 自主防災組織等との連携.....	38
第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関して必要な事項.....	39
概 要.....	39
[1] 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要.....	39
[2] 地震保険の加入促進啓発.....	40
第6章 参考資料.....	41
[1] 建築基準法による勧告または命令等.....	41
[2] 用語の解説.....	43

## 第1章 計画の基本方針

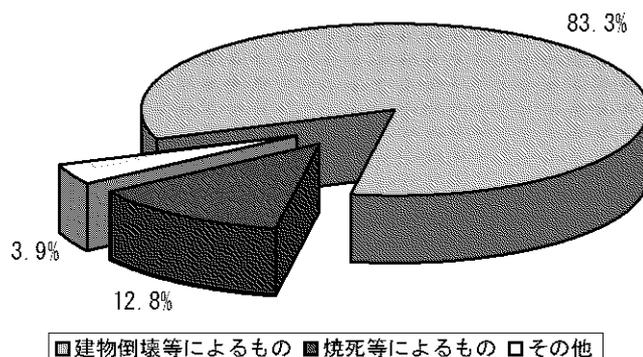
### (1) 計画の目的

本計画は、既存建築物の地震に対する安全性を向上させ、被害を軽減して人命や財産を守るため、住宅や建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ重点的に促進し、市民の防災意識の高揚を喚起し、自助精神を醸成しつつ、地域で行う共助へとつなげ、安全で安心な地域社会づくりを進めることを目的として策定します。

### (2) 耐震改修の必要性

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災において多数の犠牲を出す最大の要因となったのが、昭和56年以前に建築されたいわゆる既存不適格住宅の倒壊による圧死等であり、これによる死者数が全死者数の8割以上を占めました。さらに、住宅密集市街地等において建物の倒壊に加えて発生した火災による死者数が全体の1割強を占めています。

図1-1 阪神・淡路大震災における犠牲者（神戸市内）の死因  
※「平成18年版 防災白書」内閣府編より



これらを教訓として、阪神・淡路大震災以降様々な対策が講じられてきており、災害対策基本法の改正や防災基本計画の抜本的な見直しが行われたのをはじめ、地震防災対策特別措置法、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」）、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の制定、公共施設の耐震基準の見直し等による建築物等の耐震性の強化や都市の不燃化の推進、内閣情報集約センターの設立や地震防災情報システム（DIS）の整備による初動体制の強化等、さまざまな施策の推進が図られています。

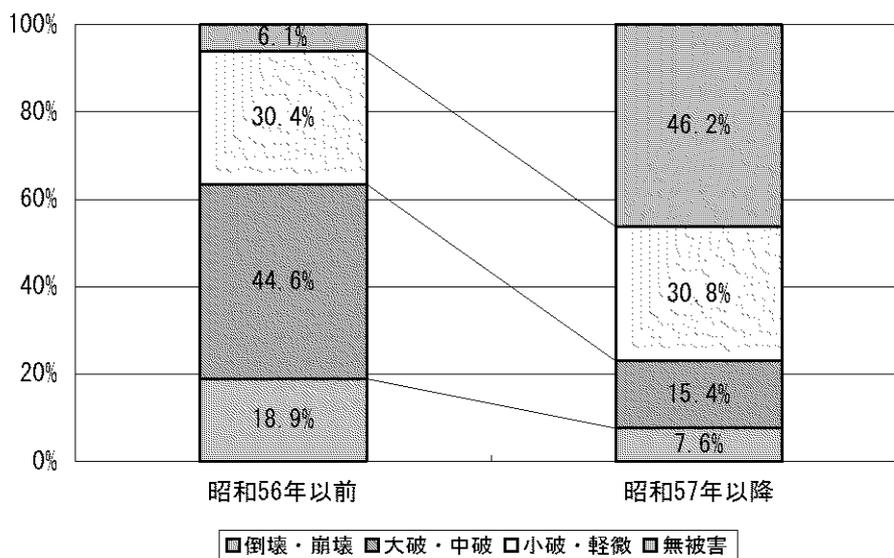
建物の耐震改修の必要性を考えると、ひとつは地震災害時に我々自身の安全を守ることがあげられます。特に公共性の高い建物の場合には、その所有者自身の安全はもちろんのこと、利用者の安全を守る義務も発生します。こうしたことから、耐震改修促進法では一定の規模要件を満たす建物を特定建築物とし、その所有者に対して所管行政庁は耐震改修の指導や指示ができるようになってい

ます。次に、2次災害の発生を防ぐという目的があります。特に密集市街地においては、建物倒壊による火災発生により、風速によっては延焼が広がり被害が拡大します。地震時には消防機関による消火が困難となることが想定され、死者数が増加する可能性があります。また同様に建物の倒壊は緊急輸送道路の閉塞を生み、初期救助や救援物資の輸送に悪影響をもたらします。こうしたことから建物の倒

壊を防ぎ、緊急輸送道路を確保することは、2次災害を最小限に抑える上で重要となります。

最後に、建物の耐震化は財産を守るという目的があります。住宅を例にあげて説明しますと、図1-2は昭和56年以前と以降に分けて住宅の被害を表したのですが、昭和56年以前に建てられたいわゆる既存不適格住宅の場合、中破以上の被害が全体の63.5%にのぼり全体の半数を超えています。これらの住宅については被災後の使用は難しいと考えられ取り壊しを余儀なくされます。その場合に発生する多額の損失を考えれば、先行投資によって損失を最小限に留めることは重要です。

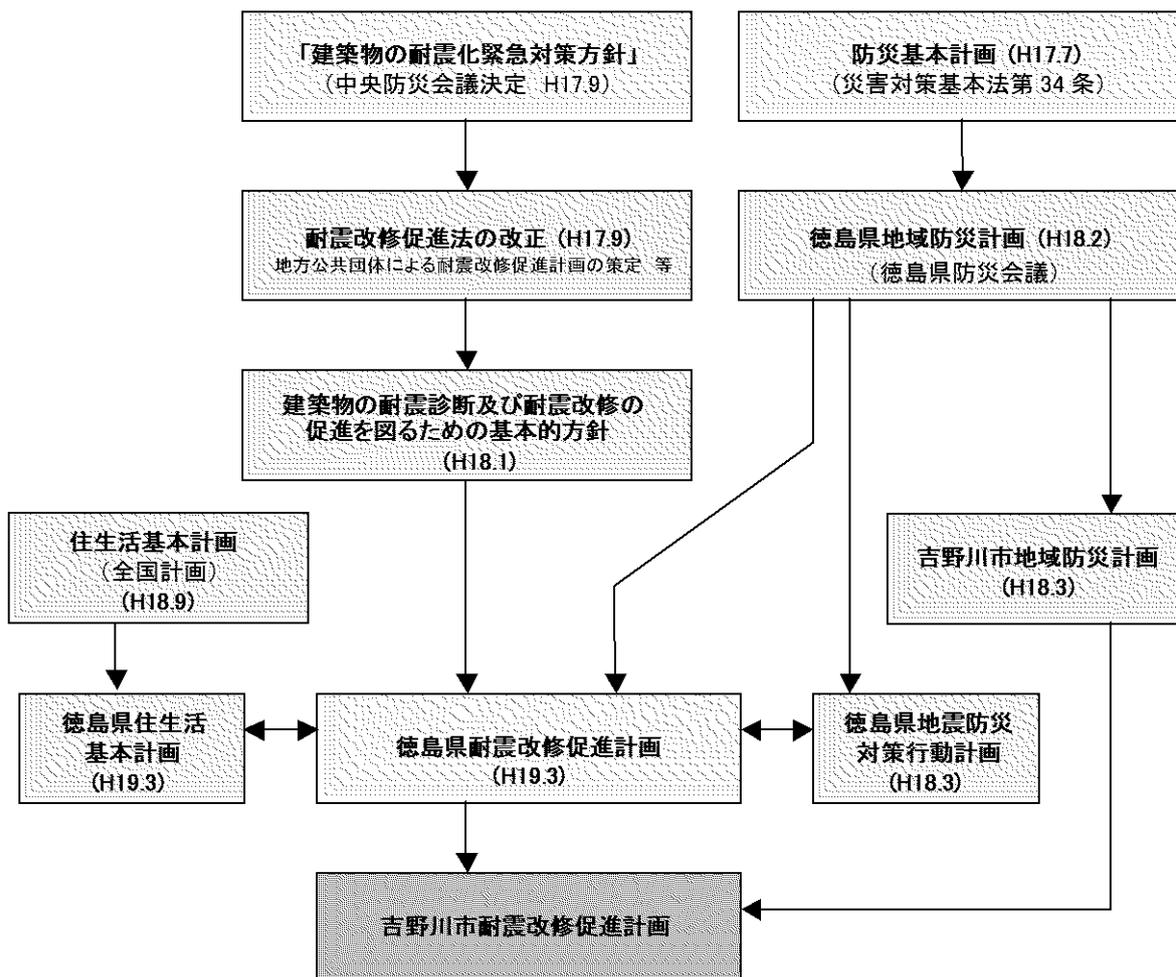
図1-2 建設年別の住宅の被害状況  
※「平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告」より



(3) 計画の位置付け

吉野川市耐震改修促進計画は下図に示す通り、平成17年9月の耐震改修促進法の改正（以下「改正耐震改修促進法」）を受けて策定するものであり、徳島県が策定した「徳島県耐震改修促進計画（平成19年3月）」の内容を勘案しつつ、地域固有の状況に配慮し作成しました。防災基本計画による吉野川市地域防災計画との連携も必要となります。

図 1-3 耐震改修促進計画の位置付け



なお、我が国では図示した以外にも、災害対策基本法をはじめとする次の関係法律によって災害対策が推進されています。

【基本法関係】

1. 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
2. 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）
3. 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）
4. 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）
5. 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）
6. 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）
7. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）
8. 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）
9. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）

【災害予防関係】

1. 河川法（昭和39年法律第167号）
2. 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）
3. 海岸法（昭和31年法律第101号）
4. 砂防法（明治30年法律第29号）
5. 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）
6. 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）
7. 森林法（昭和26年法律第249号）
8. 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）
9. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
10. 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）
11. 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）
12. 台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和33年法律第72号）
13. 建築基準法（昭和25年法律第201号）
14. 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）
15. 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）
16. 気象業務法（昭和27年法律第165号）

【災害応急対策関係】

1. 消防法（昭和23年法律第186号）
2. 水防法（昭和24年法律第193号）
3. 災害救助法（昭和22年法律第118号）

【災害復旧・復興、財政金融措置関係】

1. 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）
2. 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）
3. 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
4. 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
5. 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
6. 公営住宅法（昭和26年法律第193号）

7. 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）
8. 鉄道軌道整備法（昭和28年法律第169号）
9. 空港整備法（昭和31年法律第80号）
10. 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）
11. 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成7年法律第43号）
12. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）
13. 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）
14. 農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）
15. 農業災害補償法（昭和22年法律第185号）
16. 森林国営保険法（昭和12年法律第25号）
17. 漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）
18. 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）
19. 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）
20. 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）
21. 住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号）
22. 地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）
23. 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）

【組織関係】

1. 消防組織法（昭和22年法律第226号）
2. 海上保安庁法（昭和23年法律第28号）
3. 警察法（昭和29年法律第162号）
4. 自衛隊法（昭和29年法律第165号）
5. 日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）

## 第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### 概要

#### [1] 想定される地震の規模、被害の状況

##### (1) 東南海・南海地震

東南海・南海地震の今後30年での発生確率:50%~70%程度

想定される地震の規模:マグニチュード8クラス 震度5強~震度6強

想定される被害:死者数 約70人 建物の全壊数 約1,000棟

##### (2) 直下型地震

想定される地震の規模:マグニチュード6.5~6.9

想定される被害(最大):死者数 約20人 建物の全壊数 約125棟

#### [2] 耐震化の現状と目標設定

##### (1) 住宅

平成19年現在で、居住世帯のある住宅(木造及び非木造)約16千戸のうち、耐震性がある住宅は約10.4千戸で耐震化率は64.9%となります。

南海地震発生時の揺れによる死者ゼロを目指すことを目標としていることから、倒壊等の恐れのある住宅すべての耐震性向上を目指し、国の基本方針に基づき平成27年度末までに耐震化率90%を目指します。

##### (2) 特定建築物

平成19年現在で、改正耐震改修促進法で定められている特定建築物(一定規模要件を満たす建物)は125棟あり、そのうち耐震性がある建物は71棟で、耐震化率は56.8%となります。

このうち、災害時に重要な機能を果たす建築物については、平成27年度末までに耐震化率90%を目指します。

##### (3) 防災上重要な市有施設

平成19年4月現在で、防災上重要な市有施設は111棟で、そのうち耐震性がある建築物は71棟あり、耐震化率は64.0%となります。

徳島県は、平成27年度末までに100%の耐震化を目指すことを目標に掲げた「徳島県地震防災対策行動計画」を具体化した「防災拠点等となる県有施設耐震化計画」により耐震化を図ることにしています。

本市においても平成27年度末までに防災上重要な市有施設については、耐震化率100%を目指します。

表2-1 耐震化の現状(平成19年現在)

建物用途	戸数又は棟数	左のうち耐震性有り			耐震化率
		昭和55年以前	昭和56年以降	小計	
住宅	16,000戸	1,722戸	8,656戸	10,378戸	64.9%
特定建築物	125棟	1棟	70棟	71棟	56.8%
市有施設(防災拠点等)	111棟	0棟	71棟	71棟	64.0%

[1] 想定される地震の規模、被害の状況

「徳島県地震動被害想定調査」（平成17年3月）によれば、将来徳島県に影響を及ぼすと考えられている地震活動には、南海トラフを原因とする『東南海・南海地震』（海溝型地震）と活断層を原因とする『中央構造線等の活動に起因する地震』（直下型地震）があります。

(1) 東南海・南海地震

イ. 地震規模

『東南海・南海地震』とは、南海トラフ沿いの遠州灘西部から紀伊半島沖を経て土佐湾までの地域で、フィリピン海プレートが陸側のプレートに潜り込み、陸側のプレートの変形が限界に達したとき、元に戻ろうとして発生する海溝型地震です。歴史的に見て100～150年間隔でマグニチュード8クラスの地震が発生し、最近では昭和19年及び21年にそれぞれ発生していることから、今世紀前半にも発生するおそれがあるとされています。

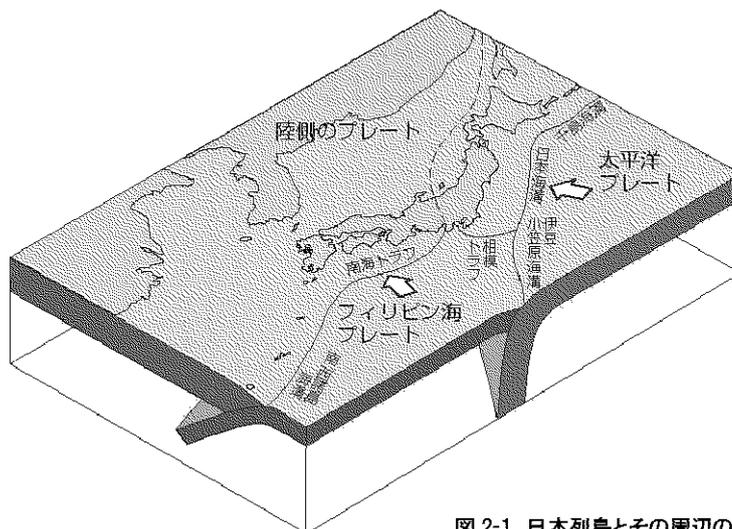


図 2-1 日本列島とその周辺のプレート  
※「平成18年版 防災白書」内閣府編より

『東南海・南海地震』の発生確率は、地震調査研究推進本部において次のように発表されています。

表2-2 海溝型地震の長期評価の概要  
算定基準日（平成19年1月1日）

領域又は地震名		長期評価で予想した地震規模 (マグニチュード)		地震発生確率		
				10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフの地震	南海地震	8.4前後	同時 8.5前後	10%程度	50%程度	80%～90%
	東南海地震	8.1前後		10%～20%程度	60%～70%程度	90%程度

徳島県における地震の規模は、東南海と南海地震が連動して発生した場合も、南海地震が単独で発生した場合もほぼ同様に、震度5強から6強と予測されています。下の図は東南海・南海地震が連動して発生した場合の地震の揺れの強さを示したものです。

吉野川市における地震の揺れの強さは、鴨島町平地部と川島町吉野川沿いで震度6弱、他の地域で5強と予測されています。

図 2-2 東南海・南海地震の震度分布図



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 19 総複、第 958 号）」

ロ. 人的被害

「徳島県地震動被害想定調査」により推定すると、東南海・南海地震連動及び南海地震では、多くの人々が住宅内にいる冬朝5時に人的被害が最大となり、死者は約70人、負傷者は約326人となります。冬夕18時の場合、火災による死者が発生する可能性があります。揺れによる建物倒壊での死傷者が冬朝5時に比べて少なくなります。

表2-3 要因別人的被害予測概数(東南海・南海地震連動及び南海地震)  
※「徳島県地震動被害想定調査」より推定

季節時刻	要因	山・がけ崩れ	揺れ	津波	火災	合計
冬朝5時	死者	5	65	/	—	70
	負傷者	6	320		—	326
	重傷者	—	40		—	40
	重篤者	—	10		—	10
	要救助者	100	210		—	310
秋昼12時	死者	5	35	/	—	40
	負傷者	5	220		—	225
	重傷者	—	30		—	30
	重篤者	—	10		—	10
	要救助者	90	150		—	240
冬夕18時	死者	4	46	/	—	50
	負傷者	7	243		—	250
	重傷者	—	35		—	35
	重篤者	—	10		—	10
	要救助者	110	170		—	280

※(—)印は若干名を示す  
※単位 (人)

ハ. 建築物被害

「徳島県地震動被害想定調査」によると、建築物被害の要因は下表の分類に分けられ、「冬朝5時」「秋昼12時」「冬夕18時」において建物被害(全壊)の状況を示しています。

東南海・南海地震連動及び南海地震では、「山・がけ崩れ」「揺れ」「液状化」「津波」それぞれの被害は、発生する時期によらず同じ数を示しています。しかし、「火災」被害において、冬夕18時発生の場合の被害が他よりも多くなり、結果としてこの時期の全体被害が約1,245棟で最も大きくなります。

要因ごとの被害数を冬夕18時の場合と比較すると、揺れによる被害が約750棟で最も多く、次いで火災による被害の約300棟、液状化による被害の約170棟、山・がけ崩れによる被害の約25棟の順になります。なお、津波による被害はありません。

表2-4 要因別建物被害棟数(全壊)(東南海・南海地震連動及び南海地震)  
「徳島県地震動被害想定調査」より推定

要因時期	山・がけ崩れ	揺れ	液状化	津波	火災	合計
冬朝5時	約25	約750	約170	0	若干数	約945
秋昼12時	約25	約750	約170	0	約20	約965
冬夕18時	約25	約750	約170	0	約300	約1,245

単位(棟)

(2) 直下型地震

イ. 地震規模

徳島県地震動被害想定調査によると、平成12年鳥取県西部地震や平成16年新潟県中越地震に代表される、今までに考慮されていない地震が今後も発生する可能性があると考えられ、東南海・南海地震連動及び南海地震とは別に、直下で発生する地震を「全国どこでも起こりうる直下型地震(M6.9)」として位置付けて注意を促しています。

直下型地震が発生した場合の地震の規模は、マグニチュード6.5~6.9と考えられています。

ロ. 人的被害

直下型地震でも東南海・南海地震連動及び南海地震の場合と同様に、多くの人々が住宅内にいる冬朝5時に人的被害が最大となり、死者は約20人、負傷者は約210人となります。

表2-5 要因別人的被害予測概数(直下型地震)  
※「徳島県地震動被害想定調査」より推定

季節時刻	要因	山・がけ崩れ	揺れ	津波	火災	合計
冬朝 5時	死者	—	20	/	—	20
	負傷者	—	210		—	210
	重傷者	—	15		—	15
	重篤者	—	—		—	—
	要救助者	15	60		—	75
秋昼 12時	死者	—	12	/	—	12
	負傷者	—	150		—	150
	重傷者	—	10		—	10
	重篤者	—	—		—	—
	要救助者	15	45		—	60
冬夕 18時	死者	—	15	/	—	15
	負傷者	—	170		—	170
	重傷者	—	10		—	10
	重篤者	—	—		—	—
	要救助者	15	50		—	65

※(—)印は若干名を示す

※単位(人)

### ハ. 建築物被害

直下型地震も東南海・南海地震連動及び南海地震と同様に、「山・がけ崩れ」「揺れ」「液状化」「津波」それぞれの被害は、発生する時期によらず同じ数を示しています。しかし、「火災」被害において、冬夕 18 時発生の場合の被害が他よりも多くなり、結果としてこの時期の全体被害が約 125 棟で最も大きくなります。

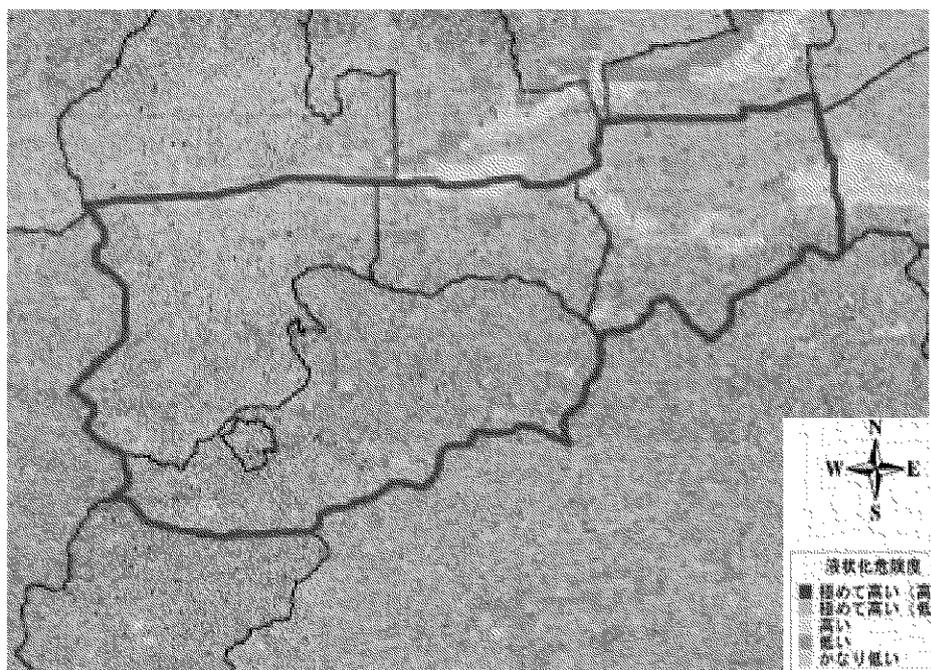
要因ごとの被害数を冬夕 18 時の場合で比較すると、揺れによる被害が約 70 棟で最も多く、次いで液状化による被害の約 40 棟、火災による被害の約 10 棟の順になります。

表2-6 要因別建物被害棟数（全壊）（直下型地震）  
「徳島県地震動被害想定調査」より推定

要因	山・がけ崩れ	揺れ	液状化	津波	火災	合計
冬朝 5時	約 5	約 70	約 40		若干数	約 115
秋昼 12時	約 5	約 70	約 40		若干数	約 115
冬夕 18時	約 5	約 70	約 40		約 10	約 125

単位（棟）

図 2-3 東南海・南海地震の液状化危険度予測図



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 19 総複、第 958 号）」

## [2] 耐震化の現状及び目標の設定

ここでは、住宅・土地統計調査、建築着工統計、吉野川市の資料を整理分析し、耐震化の現状を把握します。

また、吉野川市では、国及び県の定める住宅及び特定建築物の耐震化の目標を参考に、現状を踏まえた上で、耐震化の目標を設定します。今後この目標を元に整備プログラムを作成し積極的な建物の耐震化を推し進めます。

なお、ここで定めた目標は今後の進捗状況に応じ、概ね5年で検証し再設定することとします。

### (1) 住宅

平成15年の住宅・土地統計調査によると、本市の住宅の耐震化の状況は表2-7のとおり、居住世帯のある住宅16,000戸のうち、木造住宅が10,856戸、非木造住宅が5,144戸となっています。耐震性がある住宅は約10.4千戸で住宅全体の耐震化率は約65.0%となります。構造別には、木造住宅で約52%、非木造住宅で約92%となっています。

地震発生時の被害を軽減するためには、減災効果の大きな住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要があり、耐震改修に対する工事費補助などの支援事業を拡充するとともに、耐震改修促進税制による支援制度なども広く市民にPRし、住宅の耐震化を促進するものとします。

徳島県では徳島県地震防災行動計画において、平成27年度末時点で「南海地震発生時の揺れによる死者ゼロを目指す」ことを目標とすることから、倒壊等の恐れのある住宅全ての耐震性向上を目指しています。

吉野川市では国及び県の方針を踏まえ、平成27年度末時点での住宅の耐震化率90%を目指します。

なお、吉野川市木造住宅耐震化促進事業の実績は表2-8のとおりです。

表2-7 住宅の耐震化の現状と目標  
(平成15年住宅・土地統計調査等による)

区分	昭和56年 (1981年) 以降の住宅①	昭和55年 (1980年) 以前の住宅②	住宅数④ (①+②)	耐震性有 住宅数⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) (平成15年度末) (⑤/④)
		うち耐震性なし			
木造	5,156	5,700	10,856	5,623	51.8
		5,233			
		467			
非木造	3,500	1,644	5,144	4,755	92.4
		389			
		1,255			
合計	8,656	7,344	16,000	10,378	64.9
		5,622			
		1,722			

単位(戸)

表2-8 吉野川市木造住宅耐震化促進事業の実績

事業名	H16	H17	H18	H19	合計
木造住宅耐震診断事業	70	40	29	50	189
木造住宅耐震改修事業	5	3	8	9	25

単位(戸)

## (2) 特定建築物

集計したデータの中で、改正耐震改修促進法第6条に基づく特定建築物<sup>\*3</sup>について抽出した結果を表2-9に示します。

吉野川市内の特定建築物の棟数は125棟で、そのうち耐震性が有ると確認されている建築物が71棟あり、耐震化率は56.8%となっています。

\*3. 表2-9に示す建築用途で延床面積が1,000㎡以上かつ3階以上の建物。  
ただし、体育館(一般の用に供されるもの)は、延床面積が1,000㎡以上かつ1階建て以上の建物となり、老人ホーム、老人福祉施設等は、延床面積が1,000㎡以上かつ2階以上の建物、幼稚園・保育所は延床面積が500㎡以上かつ2階以上の建物。  
また、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物については、面積・階数の規定なし。

表2-9 特定建築物の耐震化の現状  
(平成19年度)

建物用途	棟数	左のうち耐震性有り			耐震化率 (%)
		昭和55年 以前	昭和56年 以降	小計	
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校 若しくは養護学校	23	0	9	9	39.1%
上記以外の学校	0	0	0	0	—%
体育館(一般公共の用に供されるもの)	2	0	1	1	50.0%
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	0	0	0	0	—%
病院・診療所	12	0	7	7	58.3%
劇場、観覧場、映画館、演芸場	0	0	0	0	—%
集会場、公会堂	2	0	0	0	0.0%
展示場	0	0	0	0	—%
卸売市場	0	0	0	0	—%
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	3	0	2	2	66.7%
ホテル、旅館	1	0	1	1	100.0%
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿	27	0	17	17	63.0%
事務所	7	0	5	5	71.4%
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	0	0	0	0	—%
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	0	0	0	0	—%
幼稚園、保育所	2	1	0	1	50.0%
博物館、美術館、図書館	1	0	1	1	100.0%
遊技場	0	0	0	0	—%
公衆浴場	0	0	0	0	—%
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	0	0	0	0	—%
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	0	0	0	0	—%
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)	2	0	1	1	50.0%
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	0	0	0	0	—%
自動車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	0	0	0	0	—%
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	3	0	3	3	100.0%
小計	85	1	47	48	56.5%
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	1	0	1	1	100.0%
小計	1	0	1	1	100.0%
道路を閉塞させる建築物	39	0	22	22	56.4%
小計	39	0	22	22	56.4%
合計	125	1	70	71	56.8%

※単位(棟)

※国及び県の施設は除く

※道路を閉鎖させる建築物の棟数には、一号特定建築物の棟数も含まれている。

別表 特定建築物一覧

号	NO	建物用途	特定建築物の規模要件
1号	1	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ、1,000㎡以上
		上記以外の学校	階数3以上かつ、1,000㎡以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ、1,000㎡以上
	3	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ、1,000㎡以上
	4	病院・診療所	階数3以上かつ、1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ、1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂	階数3以上かつ、1,000㎡以上
	7	展示場	階数3以上かつ、1,000㎡以上
	8	卸売市場	階数3以上かつ、1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ、1,000㎡以上
	10	ホテル、旅館	階数3以上かつ、1,000㎡以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ、1,000㎡以上
	12	事務所	階数3以上かつ、1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ、1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ、1,000㎡以上
	15	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ、1,000㎡以上
	17	遊技場	階数3以上かつ、1,000㎡以上
	18	公衆浴場	階数3以上かつ、1,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ、1,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ、1,000㎡以上
	21	工場（危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ、1,000㎡以上
	22	車両の停車場又は駅舎若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合しの用に供するもの	階数3以上かつ、1,000㎡以上
	23	自動車専用車その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ、1,000㎡以上
24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ、1,000㎡以上	
2号		危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3号		地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が県及び本市耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	建築物の高さが次の何れかを超えるもの①前面道路の幅員が12m以下の場合、6m。②前面道路の幅員が12m超の場合、その幅員の1/2。

単位(棟)

表2-9の特定建築物のうち、災害時に重要な機能を果たす4用途の建築物(学校、病院、庁舎、公営住宅)については具体的な目標を設定します。

表2-10 特定建築物の耐震化の目標

建物用途	棟数	耐震化率(%) (平成19年4月)	耐震化率の目標(%) (平成27年度末)
学校	23	39.1%	90
病院	12	58.3%	90
庁舎	3	100.0%	100
公営住宅	4	100.0%	100

- ⑩ 壁式構造の市営住宅については、壁式構造そのものの特性や市営住宅の調査を参考として、今回は耐震性があるものとして整理しています。今後詳細な耐震診断により改修を要すると判定されるものを含む可能性があります。

(3) 防災上重要な市有施設

防災上重要な市有施設は111棟で、そのうち耐震性能有りと確認されている建築物は72棟あり、耐震化率は64.9%となります。

表2-11 防災上重要な市有施設

区 分	棟数 (棟)	耐震性 無し	耐震性有り			耐震化 率 (%)
			昭和55年 以前	昭和56年 以降	小計	
吉野川市防災上重要施設						
①防災拠点施設	災害対策本部	1	0	0	1	100.0%
	災害対策支部	3	1	0	2	66.7%
②復旧拠点施設 (中央広域連合)	(東消防署) (西消防署)	(2)	(2)	(0)	(0)	(0.0)%
③避難施設	避難収容拠点	12	2	0	10	83.3%
	要介護施設	4	1	0	3	75.0%
④指定避難場所 (上記、避難収容拠点を除く)		63	20	0	43	68.3%
⑤水道管理施設 (配水池)		8	5	0	3	37.5%
災害時に要援護者等の利用する施設 (福祉施設等)		20	11	0	9	45.0%
合 計		111	40	0	71	64.0%

※構造及び規模

非木造の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの  
(建築基準法第20条第2号に定める構造計算による安全性の確認義務が課せられる建築物)

※各棟ごとの区分を整理しているため、各区分の施設数には重複するものがある

※要援護者等の利用する施設とは、[老人福祉施設、幼稚園・保育所]とする

※②は中央広域連合所有施設のため、棟数を( )書としカウントしていない

防災上重要な市有施設は、利用者の安全確保だけではなく災害時の拠点となる施設として、防災対策上の機能確保の観点からも、計画的に耐震化を進めていく必要があります。

防災上、最も重要な市有施設から順に耐震化を進め、平成27年度末までに100%の耐震化率を目標に目指します。

なお、施設のあり方検討の結果など、今後の状況の変化に的確に対応するため、対象施設、完成予定時期等について、適宜必要な見直しを行います。

[3] 防災上重要な市有施設の耐震化の情報開示

防災上重要な市有建築物の耐震化については、今後も実態把握や進捗管理に努め、県や他市町村と足並みを揃え、原則として公表することとします。公表は広報誌及びホームページ等を使って行います。

## 第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 概 要

- [1] **耐震診断・改修に関わる基本的な取組方針**

耐震診断・改修を促進する上で、市と県との役割を明確にし、以下の項目を基本的な考え方として、円滑な推進の実施に努めます。

  - (1) 建築物の所有者等が主体的に取り組む耐震化の推進
  - (2) 建築物の所有者による耐震化への支援
  - (3) 徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会の活用
  - (4) 耐震化促進についての進捗状況と目標設定の検証及び見直し
  
- [2] **耐震診断・改修の促進を図るための支援策**

助成等により、耐震診断・改修の取り組みを支援します。
  
- [3] **安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備**

相談窓口の設置等、関連する情報を積極的に提供します。  
市民が耐震化をより理解しやすくなるよう、いろいろな取り組みを進めます。
  
- [4] **地震時の建築物の総合的な安全対策**

ブロック塀の倒壊防止策、窓ガラス・天井等落下物の安全対策等について、啓発や助言を通して対策を進めます。
  
- [5] **地震発生時に通行を確保すべき道路**

改正耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づき地震時に通行を確保すべき道路として徳島県耐震改修促進計画に定められた道路とします。
  
- [6] **優先的に耐震化すべき建築物**

「災害応急対策の拠点施設」、「避難施設」、「要援護者等の利用する施設」について、優先的に耐震化に着手すべき建築物と位置づけます。
  
- [7] **重点的に耐震化すべき区域の設定**

「耐震性の低い建物が密集する地域」「緊急輸送道路沿道地域」を重点的に耐震化すべき区域と位置づけます。

[1] 耐震診断・改修に関わる基本的な取組方針
-------------------------

## (1) 基本的な取組方針

耐震診断及び改修の促進にあたって、以下の項目を基本的な考え方として推進します。

## イ. 建築物の所有者等が主体的に取り組む耐震化の推進

建築物の耐震化促進のためには、建築物の所有者等が「自らの生命・財産は自らが守る」という意識をもつとともに、所有または管理する建築物の倒壊等により周辺の安全に支障をきたすことがないように、建築物の耐震性を把握し耐震化を進めることが求められます。

そのためには、市は県と協働して建築物の耐震化に関する責任が所有者等にあることを自覚してもらえるように意識啓発を進めることが重要です。

改正耐震改修促進法では、国民に建築物の安全性を確保する努力義務があり、特に多数の者が利用する特定建築物等の所有者は、耐震診断・改修に努力する必要があります。

## ロ. 建築物の所有者等による耐震化への支援

建築物の所有者等が、建築物の耐震化を行いやすいように、市は国・県とともに適切な情報提供をはじめ、技術者の育成等の環境整備や、耐震診断・耐震改修に係る負担軽減のための制度の構築など支援策を可能な限り実施します。

## ハ. 徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会の活用

県・他市町村及び各関係団体との技術や情報交換等連携を密にします。

## ニ. 耐震改修促進計画の見直し

5年ごとに耐震化の進捗率の把握と目標設定の更新を実施します。

## (2) 具体的な施策

吉野川市では、徳島県と連携を図りながら、次の施策に取り組みます。

## イ. 耐震診断・改修の促進を図るための支援策

- ① 徳島県木造住宅耐震化促進事業
- ② 徳島県耐震リフォーム支援事業（事業主体：徳島県）
- ③ 民間建築物耐震化支援事業（平成21年度以降対応予定）
- ④ 住宅耐震改修促進税制
- ⑤ 地震保険における耐震診断割引

## ロ. 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

- ① 市民への情報提供
- ② 相談窓口の設置
- ③ 建物の耐震化に係る人材育成
- ④ 優良技術者・事業者の紹介
- ⑤ 出前講座、戸別訪問の実施

#### ハ. 地震時の建築物の総合的な安全対策

- ① 転倒の恐れのあるブロック塀の診断・改修
- ② ガラスや外装タイル・天井材の落下防止対策
- ③ 家具等の転倒防止対策の普及・啓発
- ④ エレベーターの閉じこめ防止対策
- ⑤ 県産材による耐震パネルを使用した改修工法の普及促進

#### ニ. 地震発生時に通行を確保すべき道路

地震発生時に、広域的な避難や支援物資の輸送のための道路を確保することに優先して取り組むこととし、改正耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づく地震時に通行を確保すべき道路を徳島県耐震改修促進計画により選定されています。これにより、本市では一定規模要件に該当する沿線の建物の耐震化を促進し、災害時にこれらの建物の倒壊等を防ぐことで、交通の寸断や情報通信の途絶を防ぎ、迅速な災害復旧の実現を目指します。

#### ホ. 優先的に耐震化すべき建築物

市が所有する公共施設の多くは、不特定多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には災害応急対策の拠点や避難所になるなど、防災拠点としても重要な役割を果たします。このため、防災上重要な施設については、優先的に耐震化すべき建物であると考えます。

また、民間施設についても市有施設と同様に災害応急対策活動に必要な施設と位置づけられている建築物及び多数の者が利用する特定建築物については、優先的に耐震化を行えるよう啓発が必要です。

#### ヘ. 重点的に耐震化すべき区域の設定

阪神・淡路大震災では、老朽化した木造住宅の密集する地域が大きな被害を受けていることから、耐震性の低い建物が密集する地域、緊急輸送道路沿道地域では、重点的に耐震化を推進していく必要があります。

[2] 耐震診断・改修の促進を図るための支援策

(1) 吉野川市の支援策

吉野川市では、総括的な建物の耐震化を目指し、建物の条件ごとに以下のような支援策を講じて地震時の災害予防に努めます。

表3-1 耐震化支援策  
※徳島県ホームページ等より

①木造住宅耐震化促進事業（H16～）		
耐震診断	対象	・昭和56年以前に建築された木造住宅 ・平屋または2階建て ・現在も居住しているもの ・併用住宅、共同住宅、長屋も含む
	費用	・33,000円（戸建の場合） ・国、県、市が30,000円を負担
耐震改修	対象	・耐震診断で「倒壊又は大破壊の危険あり」と診断された住宅 ・一定水準以上の安全性を確保する改修工事
	費用	・改修工事費の2/3を県と市が補助 ・県と市で最大60万円/戸
	その他	・適切な耐震改修工事が行われるよう耐震改修アドバイザーを派遣 ・派遣費用40,000円は国、県、市で全額負担
②耐震リフォーム支援事業（H18～）		
簡易な耐震補強工事	対象	・昭和56年以前に建築された木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の戸建住宅 ・金融機関から融資を受け耐震化工事を含むリフォーム工事を行うもの
	費用	・20万円を上限に借入利子相当額を県が補助
③民間建築物耐震化支援事業（H21年度以降対応予定）		
耐震診断	対象	・一定の要件を満たす共同住宅及び建築物
	費用	・事業者負担：診断費用の1/3 ・補助率：国1/3 県1/6 市1/6
耐震改修	対象	・一定の要件を満たし、耐震診断の結果、耐震性が不足する建築物
	費用	・事業者負担：耐震改修工事費の約84.6% ・補助率：国1/3 県1/6 市1/6（耐震改修工事費の23.0%に対して）
	その他	・緊急輸送道路沿道建築物の場合に事業者負担の軽減あり
④住宅耐震改修促進税制（H18～）		
所得税の特別控除制度	対象	・平成20年12月31日までに旧耐震基準（昭和56年以前の耐震基準）により建築された住宅の耐震改修工事を行った個人
	控除額	・耐震改修工事に要した費用の10%相当額（20万円を上限）を所得税から控除
固定資産税の減額措置	対象	・旧耐震基準（昭和56年以前の耐震基準）により建築された住宅の耐震改修工事（工事費用30万円以上のもの）を行った場合、当該住宅の120㎡相当部分につき、固定資産税額を減額
	控除額	・平成18～21年に工事を行った場合：3年間 1/2に減額 ・平成22～24年に工事を行った場合：2年間 1/2に減額 ・平成25～27年に工事を行った場合：1年間 1/2に減額
⑤耐震診断割引（H19～）		
地震保険における耐震診断割引	対象	・本市の制度利用による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合に申請があれば、適合している旨の報告書を発行する。（保険会社に事前に確認必要）
	費用	・地震保険契約において、建物またはその収容生活用動産に対して10%の割引を行う。

[3] 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

吉野川市では以下の施策を通して、耐震化促進のための環境整備に取り組みます。

(1) 市民への情報提供

<広報紙、パンフレットや吉野川市ホームページ上での周知活動>

吉野川市のホームページを活用し、東南海・南海地震発生の際、耐震診断・改修の進め方、支援制度の紹介等を広く告知し、市民の意識向上を図ります。

図 3-1 ホームページを使った情報提供の一例

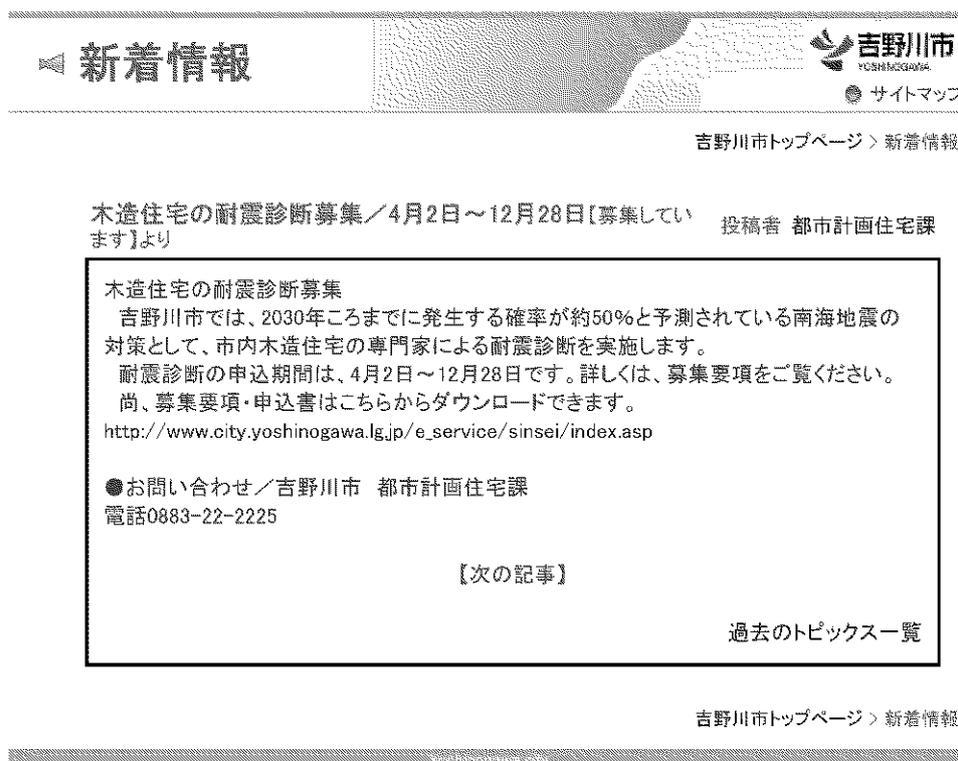


図 3-2 徳島県広報誌を使った情報提供の一例  
※「OUR 徳島」平成 16 年 10 月号より



(2) 相談窓口の設置

吉野川市都市計画住宅課に耐震相談を受けられる窓口を設置し、市民からの問合せに対応します。

(3) 建物の耐震化に係る人材の育成

耐震改修等の円滑な実施に備えるため、県と協働して、耐震改修等の実施にあたって必要な人材等の育成に努めます。

【徳島県木造住宅耐震改修施工者向け講習会】（徳島県）

- ① 概要：木造住宅の耐震改修工事を行う施工者向けの講習と、耐震改修アドバイザー登録を希望する耐震診断員の講習を行う。
- ② 内容：徳島県内市町村が行っている木造耐震改修補助事業を利用して改修工事を行う際に必要となる改修計画書や見積書の作り方、申請書類の作成における留意点、また、耐震改修アドバイザー業務における確認事項などを講習する。受講者で希望する者は、徳島県内市町村で公開する「徳島県木造住宅耐震改修施工者向け講習会受講者名簿」に受講履歴が登録される。

#### (4) 優良技術者・優良事業者の紹介

徳島県では、「木造住宅耐震改修施工者向け講習会」を実施し、その出席者の中から「徳島県木造住宅耐震改修施工者向け講習会受講者名簿」を作成しています。本市では、この名簿を公開し優良な技術者・事業者の紹介を行っています。

#### (5) 出前講座、戸別訪問の実施

地震発生の認知、耐震診断・改修の進め方、支援制度の紹介等を継続的に行うため、講習等を開催し住民の意識向上を図ります。

##### 【木造住宅耐震診断出前講座】

- ① 対象：自主防災組織、自治会等地域コミュニティ
- ② 内容：耐震対策の必要性や支援制度についての説明
- ③ その他：木造住宅耐震診断・耐震改修申請の受付  
(平成19年5月より実施)

##### 【木造住宅耐震診断戸別訪問】

- ① 対象：昭和56年以前の木造住宅
- ② 内容：個別に訪問し耐震診断、改修についての流れ、補助制度についての説明
- ③ その他：木造住宅耐震診断・耐震改修申請の受付  
(平成20年度より実施予定)

### [4] 地震時の建築物の総合的な安全対策

#### (1) 転倒の恐れのあるブロック塀の診断・改修

地震により老朽化した、若しくは基準に不適合なブロック塀が倒れると、死傷者が出る恐れがあるばかりでなく、被災者の避難や救助、消火活動に支障が生じる可能性があり、ブロック塀の倒壊防止対策は重要な課題です。

徳島県では、死者ゼロを目指して策定された徳島県地震防災対策行動計画に、災害に強いまちづくりの促進としてブロック塀等対策を位置付けていることから、現在、基準に合わないブロック塀等を調査し所有者に対して改善指導を行っています。

地震時のブロック塀等の倒壊を防ぎ安全性を確保するため、市民に対してブロック塀の転倒防止対策の重要性の周知を広報紙・パンフレット等で図っていくとともに、危険なブロック塀の撤去やフェンス等への改善取り組み及びブロック塀の正しい施工方法を普及、啓発していきます。



C) 天井の崩落対策対象建築物

体育館、ホール、文教施設（500㎡以上の大規模空間を有するもの）の、吊天井を有する建築物

（参考：H17.8.19 国住指第1337号 大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策について）

(3) 家具等の転倒防止対策の普及・啓発

家具が転倒することにより負傷したり、避難や救助の妨げになることが考えられる。住宅内部での身近な地震対策として、家具類の転倒防止に関するパンフレット等の配布などにより市民に周知するとともに、効果的な家具の固定方法の普及を図ります。

(4) エレベーターの閉じこめ防止対策

近年、地震発生時において、多くのビルで使用されているエレベーターの緊急異常停止が発生し、エレベーター内に人が閉じこめられるなどの被害が発生しています。

これらの被害を避けるため、既設エレベーターの改修や地震対策、地震時のエレベーターの運行方法、地震発生時における安全装置の設置、地震時の保守会社の緊急体制の確保等の重要性について、パンフレットの配布等により啓発活動を行います。

(5) 県産材による耐震パネルを使用した改修工法の普及促進

徳島県では、県産木材を使用した耐震用壁パネルの開発と、これを使用した改修工法の普及を目指しています。

吉野川市も県に協力していくことにより、耐震改修を促進していきます。

[5] 地震発生時に通行を確保すべき道路

(1) 地震発生時に通行を確保すべき道路

第3章[1](2)ニで記載したように、本計画においては、改正耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づく地震時に通行を確保すべき道路として、徳島県耐震改修促進計画（平成19年3月）において定められた「第1次輸送確保路線」を指定し、その沿道の特定建築物（法第6条第1項第3号に規定する建築物）の耐震化を図ります。

表3-2 輸送確保路線  
徳島県耐震改修促進計画

地震発生時に通行を確保すべき道路（第1次輸送確保路線）		
路線名	管理区分	区 間
国道192号	国	徳島市～三好市 愛媛県境

※対象区域は吉野川市のみ

(2) 緊急輸送道路

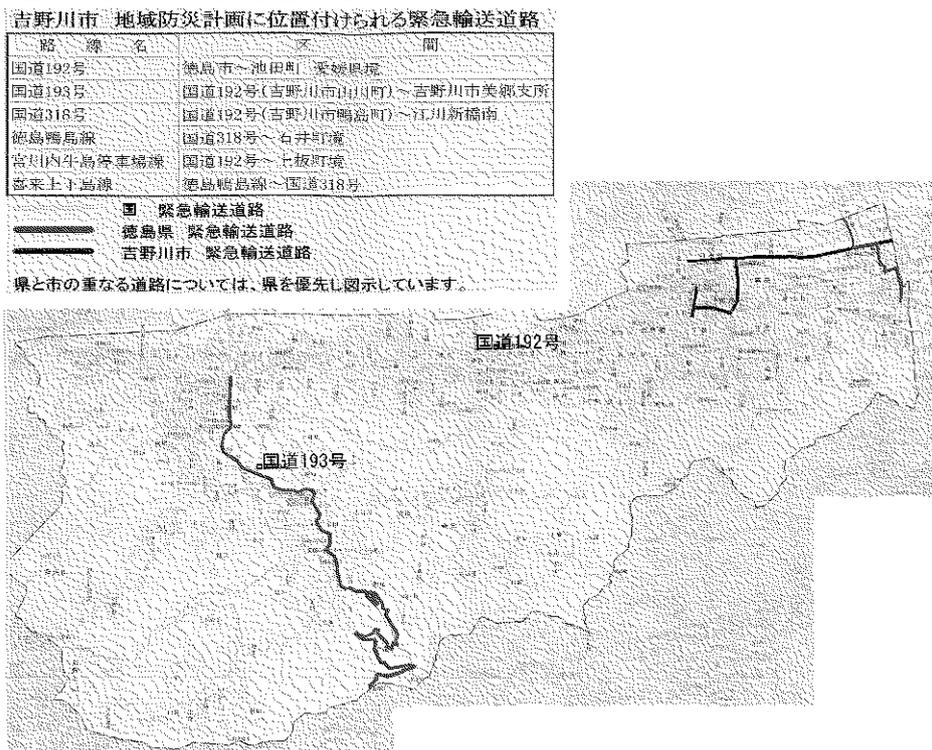
住宅・建築物耐震改修等事業制度要綱第5第10号に基づく緊急輸送道路として、吉野川市地域防災計画に位置付けた緊急輸送道路を指定します。

表3-3 輸送確保路線  
吉野川市地域防災計画

緊急輸送道路（第2次輸送確保路線）		
路線名	管理区分	区 間
国道193号	国	国道192号（吉野川市山川町）～神山町境
国道318号	県	国道192号（吉野川市鴨島町）～江川新橋南
徳島鴨島線	県	国道318号～石井町境
宮川内牛島停車場線	吉野川市	国道192号～上板町境
喜来上下島線	吉野川市	徳島鴨島線～国道318号

※対象区域は吉野川市のみ

図3-4 吉野川市緊急輸送道路地図



(3) 道路指定に関連する特定建築物の現状把握と対策

地震発生時に通行を確保すべき道路沿いにある「一定の高さ以上の建築物」を特定建築物と規定しています。現行の耐震基準を下回る特定建築物の所有者は、改正耐震改修促進法により、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。

同法第6条第1項第3号の三号特定建築物となりますので、「優先的に耐震化すべき建築物」(第3章 [6] ②) 及び「重点的に耐震化すべき区域」(第3章 [7]) として啓発及び知識の普及を図ります。

表3-4 地震発生時に通行を確保すべき道路沿いの特定建築物

地震発生時に通行を確保すべき道路				
路線名	管理区分	区間	沿道建物棟数	特定建築物
国道192号	国	徳島市～三好市 愛媛県境	629	39

※沿道建物棟数及び特定建築物棟数は、吉野川市内の各区間における建築物を抽出

表3-5 緊急輸送道路沿いの特定建築物相当規模の建築物

緊急輸送道路沿いの建築物				
路線名	管理区分	区間	沿道建物棟数	特定建築物相当
国道193号	国	国道192号(吉野川市山川町)～神山町境	54	6
国道318号	県	国道192号(吉野川市鴨島町)～江川新橋南	42	12
徳島鴨島線	県	国道318号～石井町境	78	6
宮川内牛島停車場線	吉野川市	国道192号～上板町境	87	7
喜来上下島線	吉野川市	徳島鴨島線～国道318号	123	24

※沿道建物棟数及び特定建築物棟数は、吉野川市内の各区間における建築物を抽出  
 ※国道192号も緊急輸送道路に指定されている

図 3-5 地震発生後道路を閉塞させる建物の分布図



※「一定の高さ以上の建築物」とは

- ① 前面道路幅員が 12m を超える場合は、道路幅員の 1/2 の高さを超える建築物。
- ② 前面道路幅員が 12m 以下の場合は、6m の高さを超える建築物。

表 3-6 緊急輸送路を閉塞させる建築物

耐震改修促進法での区分	建築物の高さ	解説図
面している緊急輸送路の幅員が 12m を超える場合	道路幅員の 1/2 より高い建築物	
面している緊急輸送路の幅員が 12m 以下の場合	6m より高い建築物	

[6] 優先的に耐震化すべき建築物の設定

災害時の拠点となる建築物や不特定多数の者が利用する建築物について、以下の基本的な考え方に基づき、優先的に耐震化すべき建築物を市有建築物と民間建築物に分けて設定します。

表3-7 優先的に耐震化すべき建築物の基本的な考え方

分 類			備 考 (建築物の例、定義など)	
昭和56年以前建築の建築物	災害時の拠点となる建築物	災害時に機能確保が必要なもの	防災拠点施設	市庁舎
			復旧拠点施設	消防署 (中央広域連合)
			救援救護施設	病院
			避難所の施設	学校、公民館等
			ライフライン管理施設	水道等の管理施設
	特定建築物	災害時に要援護者等の利用するもの	福祉施設	老人ホーム、老人福祉施設 保育所、幼稚園
			一号特定建築物	多数の者が利用する一定の用途 (学校、病院、店舗、事務所等) で一定の規模以上の建築物
			二号特定建築物	火薬類、石油類など一定数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
			三号特定建築物	地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある一定の高さを超える建築物

※ 特定建築物の用途規模については、17ページ別表の一覧表による。

表3-8 優先性の基本的な考え方1

災害時の拠点となる建築物、かつ特定建築物	優先ランク 1
災害時の拠点となる建築物、又は特定建築物	優先ランク 2

表3-9 優先性の基本的な考え方2

- ・ 建築年度が古いものを優先
- ・ 規模が大きいものを優先
- ・ 一号特定建築物については、より多数の者が利用するものを優先
- ・ 二号特定建築物については、より危険物の貯蔵又は処理の多い施設を優先
- ・ 三号特定建築物については、緊急輸送道路の位置付けを優先 (第1次、第2次の順番で優先)

① 市有建築物

地震発生時の避難、救護、応急対策活動拠点となる防災上重要な建築物を優先することとし、次いで高齢者・乳幼児等、要援護者の利用する建築物、不特定多数の者が使用する一号特定建築物を優先します。

なお、「優先ランクA」に位置づけている防災上重要な市有建築物は、平成27年度までに耐震化率100%を目指します。

表3-10 優先性の基本的な考え方(市有建築物)

優先度	用途区分	建築物の例
優先ランクA	防災拠点施設	市役所庁舎
	応急・復旧拠点施設	消防署（中央広域連合）
	避難施設	小・中学校、社会教育施設、福祉施設、コミュニティ施設等
優先ランクB	要援護者等の利用する施設	老人福祉センター、老人ホーム、保育所、幼稚園
	不特定多数の者が使用する一号特定建築物	集会場・公会堂、体育館（学校以外）、図書館等
	上水道管理施設	水道課管理施設（浄水場、取水場及び配水場並びに管理棟）
優先ランクC	上記以外のもの	その他の施設 上記以外の市有建築物

② 民間建築物

地震時にできるだけ多くの市民の命を守り、円滑な避難を確保するため、優先的に耐震化に着手すべき建築物を設定します。

地震時に応急対策活動の拠点となる救援救護施設、避難施設及び要援護者利用施設を優先することとし、次いで多数の者が利用し地震時に安全を確保する必要が高い一号特定建築物、危険物を取り扱う二号特定建築物、倒壊した場合道路を閉塞させる三号特定建築物を優先します。

また、昭和56年以前の旧基準建築物である木造住宅の過去の地震における被害状況を踏まえ、その耐震性について特に問題があると考えられることから、上記と平行して重点的に耐震化を図ることとします。

今後、これらの建築物を対象に、耐震診断・耐震改修の啓発及び知識の普及を図ります。

表3-11 優先性の基本的な考え方(民間建築物)

優先度		用途区分	建築物の例
優先ランクA	地震時に応急対策活動の拠点となる救援救護施設、避難施設等防災上重要な建築物	救援救護施設	病院等
		避難施設	要介護施設
		要援護者利用施設	老人福祉施設、保育所、幼稚園
優先ランクB	特定建築物 (P17別表)	一号特定建築物 二号特定建築物 三号特定建築物	
優先ランクC	その他の建築物	上記以外の建築物	

[7] 重点的に耐震化すべき区域の設定

緊急度から考慮し、重点的に耐震化すべき区域として、次の地域を設定します。

- a. 耐震性の低い建物が密集する地域 (古い木造住宅の密集地域等)
- b. 緊急輸送道路沿道地域

## 第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識普及

### 概 要

[1] 地震危険度マップの作成・公表

住民意識の向上と、被害を最小限に抑えるために、地震危険度マップを作成し、地震の被害予想や危険地域、避難場所を把握しておく必要があります。また、これを公表することで災害時の避難や救助活動が的確に行えます。

[2] 相談体制の整備及び情報提供の充実

建築物所有者が耐震化に関する相談が気軽にできる窓口を設置し、十分な情報提供と制度活用への誘導を推進します。

[3] パンフレットの配布、セミナー・講習会の開催協力

吉野川市では、ホームページや広報誌を用いて耐震診断・改修の啓発を行っています。市民の意識の更なる向上を目指し、今後啓発パンフレットの配布等の周知活動を行います。

[4] リフォームに合わせた耐震改修の誘導

住宅リフォーム時に耐震改修を行う取り組みを県や建築関係団体と協力して普及・推進します。

[5] 家具の転倒防止の推進

室内の安全性確保も人命尊重に重要な要素です。家具の転倒防止策について、パンフレット等で情報を広報します。

[6] 自主防災組織との連携

地域防災力の向上に向けて、自主防災組織の育成を推進し、耐震化の取り組みを連携して行います。

[1] 地震危険度マップの作成・公表

住民意識の向上と、被害を最小限に抑えるために、危険度マップを作成し地震の被害予想や危険地域、避難場所を把握しておく必要があります。また、これを公表し、市民への啓発、知識の普及に努めることで災害時の避難や救助活動が的確に行えます。

危険度マップには、震度予測図、液状化危険度予測図、急傾斜地崩壊危険箇所位置図、避難所位置図などが考えられ、地震発生時の被害軽減化の備えとなるよう、地域の危険度と合わせ地震に関する基礎的な情報も整理します。

この他に、民間事業者が作成した防災マップ等が配布・販売されているのでそれらの活用を促すことも重要と考えます。

[2] 相談体制の整備及び情報提供の充実

(1) 相談窓口の整備及び情報提供の充実

耐震化の啓発及び知識の普及を図るため、県と協力して建築物の所有者が耐震診断・改修等に関する相談が気軽にできる窓口を設置します。また、(社)徳島県建築士事務所協会において建築構造の専門スタッフによる相談会を定期的で開催しています。具体的な支援方策について十分な情報提供と制度活用への誘導を推進します。

表4-1 相談窓口一覧

耐震診断・耐震改修の窓口一覧		
県の担当窓口		
徳島県県土整備部建築開発指導課 宅地・宅建担当	088-621-2604	
吉野川市の担当窓口		
市町村担当課	TEL	
吉野川市都市計画住宅課	0883-22-2225	
徳島県建築物耐震相談所		
(社)徳島県建築士事務所協会	088-652-5862	相談日：毎週水曜日 午後1時から5時まで
木造住宅の耐震化に関する問合せ先		
徳島県県土整備部住宅課耐震化・指導担当	088-621-2598	

図 4-1 耐震相談所の案内パンフレット

鉄骨事務所ビルの倒壊状況(阪神・淡路大震災)

あなたのお家や建築物の  
耐震相談を受けてみませんか?

**建築物耐震相談所を  
開設しています**

**相談料無料**

建築構造の専門スタッフが  
耐震相談をお受けしています。  
お気軽にどうぞ。

木造アパートの倒壊状況(阪神・淡路大震災)

**相談時間** 毎週水曜日の午後1時から5時まで  
(祝日・年末年始を除く)

**相談場所** 徳島県建設センター 5階  
社徳島県建築士事務所協会内  
(徳島市富田浜2丁目10番地)

電話相談も受け付けています

Tel.088-652-5862  
Fax.088-653-5201

徳 島 県 / 社徳島県建築士事務所協会

### [3] パンフレットの配布、セミナー・講習会の開催協力

吉野川市では、ホームページや広報誌を用いて耐震診断・改修の啓発を行っていますが、市民の地震の危険性や耐震化に関する知識の更なる向上を目指し、今後以下のような周知活動を行います。

- 本計画書の概要版の作成及び配布
- 啓発パンフレットの配布
- 県や建築関係団体と協力して、セミナー講習会開催等の周知
- 寄り合い防災講座等の開催

### [4] リフォームに合わせた耐震改修の誘導

住宅のリフォーム、バリアフリー等の機会を捉え、住まいを快適にするだけでなく、耐震性を確保するといった合理的な住宅改修のメリットを周知します。

### [5] 家具の転倒防止の推進

家具の転倒防止対策は建物の耐震化等と比べ低コストで簡単に行うことが可能です。固定金物や安全な家具の情報等を相談窓口やパンフレット等で広報します。

### [6] 自主防災組織等との連携

国・県から発信される耐震化の啓発に加え、地域の最小単位である自主防災組織や自治会ごとに住民の連携を深め、建物の耐震化を含めた防災活動や防災情報の共有を行うことで、より地域に根ざした対策が講じられることが重要と考え、市では自主防災組織の結成促進と活動の活性化を支援してまいります。

## 第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関して必要な事項

### 概要

#### [1] 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

徳島県では「徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会」を設置しており、県、市町村及び（社）徳島県建築士会、（社）徳島県建築士事務所協会をはじめ、各関係団体との連携を深め、引続き積極的な建物の耐震化を推進していきます。

#### [2] 地震保険の加入促進啓発

地震に対する意識の向上を図る上で、地震保険に対する意識向上を目指します。

#### [1] 関係団体による協議会の設置、協議会による事業の概要

徳島県では「徳島県住宅・建築物耐震化促進協議会」を設置しており、県、市町村及び（社）徳島県建築士会、（社）徳島県建築士事務所協会をはじめ、各関係団体との連携を深め、引続き積極的な建物の耐震化を推進していきます。協議会の具体的な事業は以下のとおり。

1. 耐震化促進に関する施策の調整等に関すること
2. 耐震化促進に関する普及・啓発に関すること
3. 耐震化促進に係る県、市町村の相互支援の体制整備に関すること
4. 建築物耐震技術者の養成に関すること
5. 防災、衛生、教育等関連部局との連絡及び調整に関すること
6. 情報収集等に関すること
7. その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること

また、平成18年3月に示された「徳島県地震防災対策行動計画」に基づき、「とくしま地震防災県民会議」が設置され、県民、自主防災組織、企業、医療、福祉、行政関係者など地域防災を担う様々な主体が連携し、効果的な地震防災啓発活動等を行い、県民運動の展開を支援していくこととされています。

吉野川市においても、これらの協議会等に積極的に参加し、建物の耐震化や地域防災の推進に努めることとしています。

[2] 地震保険の加入促進啓発

(1) 地震保険の加入促進啓発

災害時に倒壊した家屋により発生する経済的な負担は多額のものになり、市民各自が、地震保険に加入することは各々の財産を守ることはもちろんのこと、地震に対する意識の向上を図る上でも重要だと考えます。ゆえに、更なる加入率の増加と地震保険に対する意識の向上を目指し、広報に努める必要があります。

表5-1 都道府県別の地震保険加入率（平成18年度末）  
※損害保険協会より

等地	都道府県	火災保険への付帯率	順位	世帯加入率	順位
2	北海道	40.3%	21位	18.6%	18位
2	青森	36.1%	29位	12.6%	36位
1	岩手	32.3%	36位	10.0%	40位
2	宮城	58.4%	3位	27.7%	3位
1	秋田	35.5%	31位	9.7%	42位
1	山形	28.5%	39位	9.2%	45位
1	福島	33.2%	34位	12.6%	36位
3	茨城	37.8%	26位	17.5%	22位
1	栃木	34.7%	33位	15.0%	27位
1	群馬	26.3%	43位	10.5%	38位
3	埼玉	40.8%	20位	21.7%	11位
4	千葉	42.0%	17位	25.7%	5位
4	東京	41.2%	18位	28.5%	2位
4	神奈川	45.4%	13位	27.2%	4位
2	新潟	39.9%	23位	13.7%	33位
1	富山	22.6%	46位	9.6%	43位
1	石川	26.3%	43位	13.3%	34位
1	福井	27.7%	42位	12.7%	35位
3	山梨	48.6%	10位	21.8%	9位
2	長野	23.9%	45位	9.3%	44位
2	岐阜	51.4%	7位	21.8%	9位
4	静岡	48.3%	11位	25.1%	6位
4	愛知	62.7%	2位	31.8%	1位
4	三重	53.0%	6位	21.6%	13位
2	滋賀	29.9%	38位	14.1%	32位
2	京都	27.9%	40位	15.6%	25位
3	大阪	40.0%	22位	21.7%	11位
2	兵庫	31.5%	37位	15.6%	25位
2	奈良	36.3%	28位	17.5%	22位
4	和歌山	44.9%	14位	18.2%	20位
1	鳥取	39.6%	24位	14.4%	30位
1	島根	32.9%	35位	9.8%	41位
2	岡山	34.9%	32位	14.6%	29位
2	広島	50.2%	8位	22.5%	7位
1	山口	37.3%	27位	14.7%	28位
4	徳島	50.2%	8位	18.8%	17位
3	香川	43.3%	15位	20.7%	14位
3	愛媛	46.4%	12位	16.9%	24位
4	高知	69.2%	1位	20.0%	15位
1	福岡	42.9%	16位	22.1%	8位
1	佐賀	27.8%	41位	10.3%	39位
1	長崎	21.9%	47位	7.9%	47位
1	熊本	41.2%	18位	19.7%	16位
2	大分	38.5%	25位	14.4%	30位
2	宮崎	56.7%	4位	17.7%	21位
1	鹿児島	55.0%	5位	18.3%	19位
2	沖縄	36.1%	29位	8.3%	46位
	全国平均	41.7%		20.8%	

※各年度末の世帯加入率は、年度末の地震保険契約件数を当該年度末の住民基本台帳に基づく世帯数で除したものの  
(損害保険料率算出機構調べ)

※「付帯率」は、当該年度中に契約された火災保険契約（住宅物件）に地震保険契約が付帯されている割合である  
(損害保険料率算出機構調べ)

## 第6章 参考資料

### [1] 建築基準法による勧告または命令等

#### (1) 耐震改修促進法による指導・助言、指示、公表等の実施

##### イ. 「指導・助言」の方針

所管行政庁は、改正耐震改修促進法第7条第1項に基づき、同法第6条第1項各号に規定する特定建築物の所有者に対し必要な指導及び助言を行います。

指導及び助言は、所有者に対して既存建築物の耐震診断・改修の必要性を説明し、それらの実施を促しながら相談する形で行います。

##### ロ. 「指示」の方針

所管行政庁は、改正耐震改修促進法第7条第2項に基づき、同項各号に規定する建築物の所有者に対し必要な指示をします。（次頁の別表参照）

指示は、指導及び助言のみでは耐震診断・改修が実施されない場合において、再度実施を促し、それでも協力が得られない場合において、具体的に実施すべき事項を明記した指示書を交付する等の方法で行います。

なお、指示を行う優先順位を下記のように定めます。

##### <耐震診断の指示を行う優先順位>

- ① 防災拠点として重要と考えられる建築物
- ② 不特定多数の者が利用する建築物
- ③ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

##### <耐震改修の指示を行う優先順位>

耐震診断を行う優先順位に加え、耐震診断結果による耐震性能

##### ハ. 「公表」の方針

所管行政庁は、改正耐震改修促進法第7条第3項に基づき、建築物の所有者が正当な理由なく指示に従わない場合、その旨を公表します。

特定建築物は不特定多数の者が利用したり、防災拠点となる場合が多いことから、指示に従わず耐震診断・改修を行わない場合、所有者の社会的責務は大きいと考えます。

なお、公表は、所管行政庁のホームページや庁舎の掲示板を利用し、広く県民が閲覧できるようにします。

#### (2) 建築基準法による勧告または命令等の実施

所管行政庁は、改正耐震改修促進法第7条第3項の公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震診断・改修を行わない場合等には、次の勧告または命令を行います。

- ① 構造上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、所有者に対して速やかに建築基準法第10条第3項による「命令」を行います。

- ② 損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となる恐れがあると認められる建築物については、所有者に対して同条第1項の勧告、若しくは第2項の命令を行います。

別表 特定建築物及び指示対象となる規模要件

号	NO	建物用途	規模要件	指示対象となる規模要件
1号	1	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上	1,500㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	なし
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	3	ボートリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	4	病院・診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	6	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	7	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	8	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上	なし
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	10	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上	なし
	12	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上	なし
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	15	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	17	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	18	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	21	工場（危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上	なし
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上	
2号		危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上
3号		地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が県及び本市耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	一定の高さ要件を超える全ての建築物	なし

単位（棟）

## [2] 用語の解説

## 【あ行】

## ○ I s 値

I s 値とは『構造耐震指標』と呼ばれる、耐震診断で判断の基準となる値。一般的な I s 値の目安は以下のとおり。（旧建設省告示）

- I s 値 0.3 未満……………破壊する危険性が高い
- I s 値 0.3 以上 0.6 未満……破壊する危険性がある
- I s 値 0.6 以上……………破壊する危険性が低い

## 【か行】

## ○活断層

最近の地質時代（第四紀：約 200 万年前から現在）に繰り返し動き、将来も活動することが推定される断層。

※「新編日本の活断層」（活断層研究会編、1991 年）による。

## ○既存不適格建築物

建築した時には建築基準法などの法律に適合していたが、その後の法律や条例の改正、新しい都市計画の施行などによって、改正後の法律等に適合しなくなってしまった建築物。違反建築物ではないが、一定規模以上の建て替えや増改築をする場合は改正後の法律等に合わせなければならない。

## ○緊急輸送道路

災害時の拠点施設を連結する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路。

## ○減災

災害による人命、財産ならびに社会的・経済的混乱を減らすための試み。減災のためには、地震、台風、集中豪雨などの災害について、被害想定やハザードマップなどを活用して正しく理解すること、災害に備えることで、私たち自身、あるいは地域自体が持っている災害に対処できる能力（地域の防災力）を高めることが大切である。

## 【さ行】

## ○在来木造住宅

柱と梁を主とし、筋交いや構造用合板等で構造的な壁をつくる一般的な木造工法。

## ○市耐震改修促進計画

徳島県耐震改修促進計画を受けて、市の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画。

## ○所管行政庁

所管行政庁は、耐震改修促進法第 2 条第 3 項に定められているもので、建築基準法による特定行政庁を指すものであり、吉野川市においては、徳島県知事を指す。

## ○地震発生確率

国の地震調査研究推進本部・地震調査委員会が、過去のデータから将来の地震発生確率を統計的に予測した確率値。計算手法は、想定された地震が発生しない限り、発生確率の値が時間の経過とともに増加する手法が用いられており、評価基準日は現況では平成19年1月1日となっている。

## ○ソフト面での対策（⇔ハード面での対策）

ソフト面での対策は、組織づくりや情報提供のしくみづくりなどによる工事を伴わない対策。一方、ハード面での対策は、住宅・建築物の建替えや耐震改修による工事を伴う耐震化対策をいう。効果的に耐震化を進めるために、ハード面での対策と並行して、ソフト面の対策を充実させる必要がある。

## 【た行】

## ○耐震診断

住宅や建築物が地震に対してどの程度被害を受けるかといった地震に対する強さ、地震に対する安全性を評価すること。

## ○耐震改修

現行の耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的に、増築、改築、修繕もしくは模様替え、または敷地の整備（擁壁の補強など）を行うこと。

## ○耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律）

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成7年12月25日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が施行され、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされた。さらに、平成17年11月7日に改正耐震改修促進法が公布され、平成18年1月26日に施行された。大規模地震に備えて学校や病院などの建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の作成が都道府県に義務付けられた。

## ○耐震基準

宮城県沖地震（昭和53年M7.4）等の経験から、昭和56年6月に建築基準法の耐震基準が大幅に見直されて改正施行された。この基準を「新耐震基準」と呼び、その後、数度の見直しが行われている。新耐震基準では、設計の目標として、大地震（関東大震災程度）に対しては建築物の構造上の主要な部分にひび割れ等の損傷が生じて、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないこととしている。

## ○中央防災会議

災害対策基本法に基づいて設置された、内閣総理大臣を長とし内閣府に事務局を置く会議。

### ○伝統構法

昔の農家・町家などに用いられている日本の伝統的技術が生かされた構法。地域の気候・風土に適応してわが国の木造建築物の主要な構法として発展してきた。土壁が基本で、貫（ぬぎ）や差し鴨居（かもい）等が多く用いられている。

### ○東南海・南海地震

「東南海地震」とは、遠州灘西部から紀伊半島南端までの地域で発生する地震で、「南海地震」とは、紀伊半島から四国沖で起こる地震。東南海・南海地震はこれまで過去に100～150年間隔で繰り返し発生しており、今世紀前半に発生する可能性が高いと予想されている巨大地震である。

### ○徳島県地域防災計画

県域における災害に対処し、県民の生命、身体および財産を保護するため、県が災害対策基本法に基づき策定している計画。防災に関し、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務または業務の大綱等を定めている。

### ○特定建築物

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」で定められている学校・病院・ホテル・事務所等一定規模以上の多数の人々が利用する建築物、危険物の貯蔵場・処理場や、地震により倒壊し道路をふさぐおそれがある建築物のうち、建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物。

（17 ページ別表を参照）

## 【は行】

### ○ハザードマップ

災害予測図、危険範囲図、災害危険箇所分布図ともいい、ある災害に対して危険なところを地図上に示したもの。地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ、宅地ハザードマップ等、それぞれの災害の種類に応じて作成されている。通常は、危険度を色分け表示した地図に、避難所、病院等の情報をわかりやすく表現している。